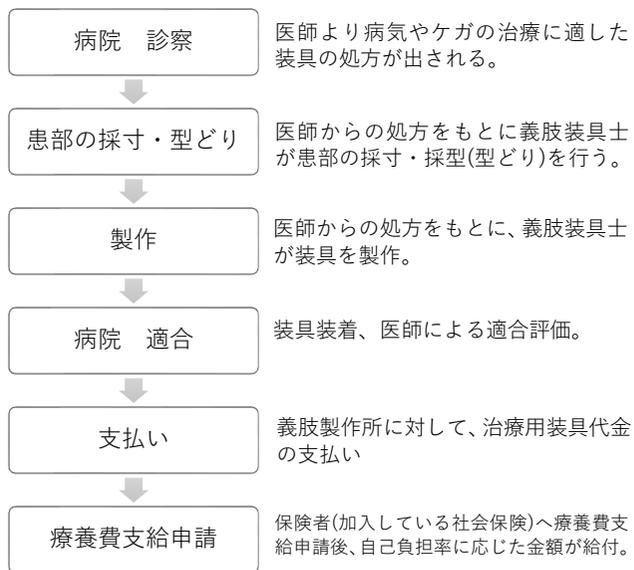


治療用装具 製作手順

治療用装具の支給制度は「償還払い」を基本とし、各保険者へ申請すると自己負担分を除く額の払い戻しが受けられます。

申請の手順や必要な書類など各保険によって異なります。

<装具製作の流れ>



払い戻し手続きに必要な書類など

- ① 医師の装具証明書
- ② 領収書(弊社発行の領収書)
- ③ 保険証
- ④ 通帳(口座番号)
- ⑤ 印かん

【国民健康保険・後期高齢医療・組合・共済】①～⑤

【協会けんぽ】①～⑤、療養費支給申請書

【生活保護】診察時に給付要否意見書の作成が必要

【労災】①～⑤、通勤労災/業務労災用の費用請求書

その他：交通事故・指定難病・学校でのケガ... etc.

修理

治療用装具の修理は、基本的に自己負担です。
更生用装具は障害者自立支援法が適応されます。
手続き方法は、お問い合わせください。

装具の破損、部品の劣化、体型・機能の変化による装具不適合、非装着によって機能の低下、日常生活活動の低下などの恐れがあります。

治療用装具の修理... 基本的に全額自己負担になります。
手続きが不要なので、短期間で修理できます。
例) 装具本体の調整 1ヵ所：¥500～
・マジックバンド交換 1本：¥1,000～

更生用装具の修理... 市町村の障がい福祉課にて申請。修理費用は、基本的に一割負担。弊社が作成する書類(意見書・見積書)が必要です。書類作成は無料です。

再製作

補装具ごとに対応年数が定められています。
対応年数が経過していれば、各制度で再製作ができます。装具本体が利用可能であれば、修理対応とすることもあります。



例) 短下肢装具(足の関節用)

- ・対応年数 : 1.5年
- ・本体 : 1.5年
- ・マジックバンド：劣化次第随時
- ・足底の滑り止め：劣化次第随時

取扱商品

・義足・義手・装具・足関節装具・コルセット・足底板(インソール)・頭部保護帽・整形靴・各種杖・車いす

赤田義肢製作所

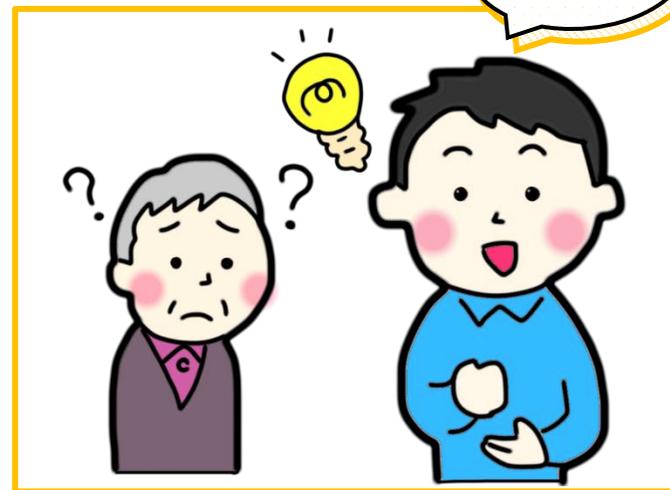
〒900-0021 沖縄県那覇市泉崎 2-103-20

TEL 098-832-8413

義肢装具のギモン

『補装具支給制度 & 製作手続き』

なるほど！
わかった！！



相談できる、ぎしろうぐ屋さん。
有限会社 赤田義肢製作所
AKATA ARTIFICIAL LIMBS CO.LTD SINCE 1949

義肢装具の種類

治療用装具とは？

病気やケガなどにより手や足、腰や首など体の部位に、痛みや損傷、麻痺が生じたときに、治療や症状の軽減を目的として装着する器具です。

- ・腰コルセット・足底板(インソール)・サポーター類
- ・骨折用装具・靭帯損傷用装具・整形靴 …etc.

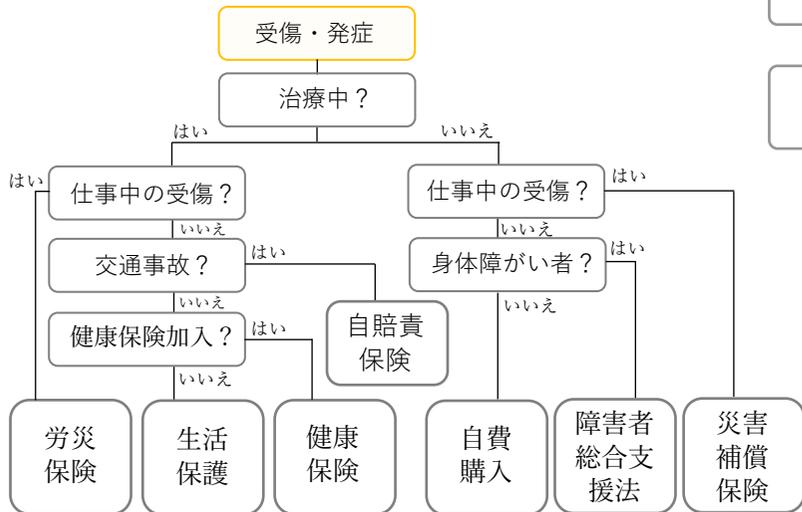
更生用装具とは？

治療が終わり、障害(変形や機能障害、後遺症)が固定した後、日常生活などの向上のために使用されます。障害者手帳をお持ちの方など。

- ・生活用の補装具(義足・義手・各種装具・短下肢装具・整形靴・車いす …etc.)

義肢装具の支給制度

義肢装具(補装具)は、目的によって治療用と更生用に分けられ、社会保険制度・社会福祉制度・公的補助(生活保護)のいずれかによって支給されます。



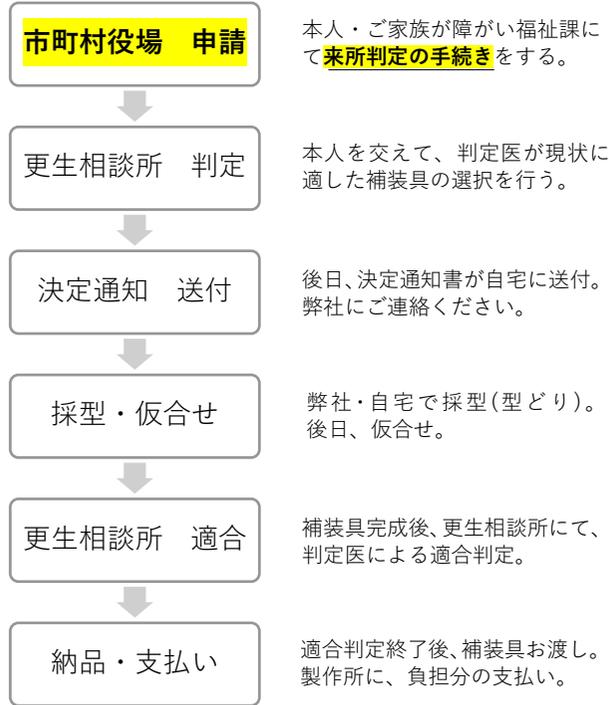
治療用装具

更生用装具

更生用装具 来所判定

本人と弊社(義肢装具士)が更生相談所(首里)を来所し、判定医(15条指定医等)による判定を受けます。障害者手帳をお持ちの方でも、基本的には初めて補装具を製作する方は、治療用装具の手続きで製作します。

<装具製作の流れ>



※沖縄県身体・知的障害者 更生相談所
〒903-0804 沖縄県那覇市首里石嶺町 4-385-1
判定日 毎週 月/金

補装具の製作申請する前に

現在使用している補装具の使用状況や改善したい点など明確にしておくと、ご利用者の声が製作する補装具に反映しやすくなります。随時、ご相談ください。
例) 同じ補装具が必要。屋外でのみ着用。重量を軽くしたい。身体機能変化による装具種類の変更。お住いの環境に合わせたものにしたい。ライフスタイルを加味してほしい。

更生用装具 書類判定

来所判定で更生相談所へ出向けない方は、書類判定という方法があります。判定医(15条指定医等)在籍の病院にて適合判定することができます。

病院受診料や書類作成費が別途かかります。

<装具製作の流れ>

